

様式第 66 (第64条関係) (平2通産令41・追加、平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・  
平9通産令117・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令141・平23経産令72・平27経産令  
6・平29経産令3・平31経産令12・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令92・一部改正)

## 証拠保全申立書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿  
(特許庁審判長 殿)

- 1 事件の表示
- 2 申立人  
住所(居所)  
(電話又はファクシミリの番号)  
氏名(名称)  
(国籍・地域)
- 3 代理人  
住所(居所)  
(電話又はファクシミリの番号)  
氏名(名称)
- 4 相手方  
住所(居所)  
氏名(名称)
- 5 証明すべき事実
- 6 証拠
- 7 証拠保全の事由
- 8 疎明方法
- 9 添付書類又は添付物件の目録

[備考]

- 1 「事件の表示」の欄には、審判請求前にあつては「特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号に関する証拠保全申立事件」、審判請求後にあつては「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇に関する証拠保全申立事件」のように記載する。
- 2 「証明すべき事実」の欄には、申立人の主張を裏付ける事実を記載する。
- 3 「証拠保全の事由」の欄には、速やかに証拠調べを行わなければならない事情を記載する。
- 4 「疎明方法」の欄には、証拠保全の事由を裏付けるに必要な疎明を記載する。
- 5 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3及び4と同様とする。